

北海道感染症対策連絡本部 第1回本部会議 記録

日 時／令和5年5月8日（月）

11：00～11：15

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（小玉副知事）】

これより、北海道感染症対策連絡本部の第1回本部会議を開催します。

本部会議は本日が初めての開催となりますが、会議の進行は副本部長である小玉が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、5類移行後における新たな本部体制等について、新型コロナウイルス感染症対策監から説明をお願いいたします。

【佐賀井新型コロナウイルス感染症対策監】

新型コロナウイルス感染症対策監の佐賀井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1をご覧ください。

5類移行後における新たな本部体制等についてであります。新型コロナウイルス感染症が本日5月8日付けで感染症法上の5類感染症に位置づけられたことなどに伴いまして、これまでの道の対策本部体制も連絡本部に変更となるなど、移行後における新たな本部体制等について、以下、そのポイントをご説明をさせていただきます。

それではスライド2をご覧ください。

本部体制については、これまでの特措法によります対策本部の廃止に伴いまして、道の設置要綱の下、新たに「北海道感染症対策連絡本部」を設置いたします。その体制は、これまで同様、知事を本部長、各部長や振興局長等を本部員といたしまして、その所掌事項は、5類感染症への円滑な移行や、新たな感染症危機への備え、また、病原性が大きく異なる変異株が生じた場合の初動などに関することとしておりまして、庁内の情報共有や連携・調整などを図ってまいります。

また、各振興局には、「感染症対策地方連絡本部」を設置し、引き続き、管内市町村との情報共有や、連携体制を構築することとしておりまして、こうした新たな本部体制により、必要な情報の共有や連携・調整などを図ってまいります。

なお、資料の後ろの方には参考資料として、この本部の設置要綱を添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、スライド2の下段、参考の欄になりますが、有識者や専門家の体制につきましても、見直しを図りまして、まず、有識者では、これまでの「新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」を、「感染症対策有識者会議」とし、新たな感染症危機への備えなどの検討の際に、幅広い見地からご意見を伺いますほか、専門家では感染症の予防対策等について協議を行うため、先般、新たに設置をしました「感染症対策連携協議会」の下、これまでの「新型コロナウイルス感染症対策専門会議」を「新興・再興感染症等専門会議」とし、新型コロナも含め、新興・再興感染症等への対策の検討の際に、専門・技術的な見地からご意見を伺うこととしてございます。

続いてスライド3、患者発生動向の把握等についてでございます。

まず、定点把握による公表についてです。新型コロナの5類移行に伴いまして、患者の発生状況は、感染症法等の関係法令の下、季節性インフルエンザと同様に定点把握による公表となりまして、具体的には、これまで毎日公表してきました取扱いを毎週金曜日に、前の週の月曜日から日曜日までの定点医療機関当たりの患者数を、全道及び全道30ヶ所の保健所単位で公表する予定としております。その初回の公表ですが、国の取扱いと同様、5月19日の金曜日を予定しております。

次に、変異株の監視についてであります。その発生動向を監視できますよう、引き続き、ゲノム解析を実施してまいります。

次に、地域の医療提供体制の確認等でございます。道内や全国の発生動向、また、新たな流行株の状況等によりまして、急速な感染拡大が見られる場合などには、必要に応じて、外来や入院等の地域における医療提供体制の状況を確認しつつ、市町村や関係団体に情報提供を行うなど、機動的な対応に取り組んでいきますとともに、国とも、その状況を共有しながら、必要な対策等を協議してまいります。

また、スライド4ですが、昨日（5月7日）現在の感染状況を参考掲載しておりますので、後ほど、ご参照いただければと思います。

最後になります。スライド5です。

次の感染症危機に備えるための対応といたしまして、国の動きについてであります。まず、昨年成立した感染症法等の改正では、都道府県による感染症予防計画の策定などをはじめ、国や自治体、関係機関の連携・協力の下、病床や外来、医療人材や対策物資の確保の強化とともに、保健所や検査等の体制強化を図ることとされたところでございます。

また、先般、成立しました特措法や内閣法の改正では、感染症の発生やまん延の初期段階から、法に基づく対策本部が、迅速・的確な措置を講ずるための仕組みの整備とともに、内閣官房には、「内閣感染症危機管理統括庁」を設置することとされたところでございます。

こうした国の動きも受けまして、道といたしましても、新たな感染症を見据えながら、その措置・司令塔機能や検査・研究機能の強化をはじめ、実践的な職員研修や訓練の実施など柔軟かつ機動的に対応できる体制の整備に向け、検討を始めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

各部振興局等からご発言ございませんでしょうか。なければ本部長からお話しをお願いします。

【本部長（鈴木知事）】

本日から、新型コロナウイルス感染症は5類感染症となりました。

これに伴い、道の対策本部は廃止し、新たに「感染症対策連絡本部」を立ち上げ、本日、第1回の会議を開催させていただきました。

今後、この本部の下、まずは移行を円滑に進め、そして新たな感染症危機にも備えるなど、柔軟かつ機動的に対応してまいります。

昨日（7日）の道内の感染状況については、人口10万人当たりでは、91.0人となりました。先月までは増加傾向が継続してきたわけではありますが、大型連休に入り、医療機関の休診などの影響もあり、5月5日以降、先週比は1を下回って推移をしているところであります。

こうした中、これまで行ってきた感染者数の全数把握は終了し、定点把握に移行していきます。道内では221の医療機関にご協力をいただき、1週間分の状況を取りまとめ、最初の公表については、5月19日に行う予定であります。

今後は、前週の発生動向をその翌週に、公表していくこととなるわけですが、道内や全国の発生動向、新たな流行株の状況等により、急速な感染拡大が見られる場合などには、必要に応じ、外来や入院など地域の医療提供体制の状況を確認し、市町村や関係団体に情報提供を行うなど、機動的な対応に取り組んでまいります。

また、こうした状況を国と共有し協議を行っていきます。

次の感染症危機への備えについては、国においては、昨年の秋以降、感染症法や特措法など、必要な法改正を進めてきました。道としては、こうした動きも踏まえながら司令塔機能や検査・研究機能の強化、実践的な研修実施に向けた体制整備を図っていきます。

最後に、これまで3年3ヶ月に渡った新型コロナウイルス感染症への対応は、今日を節目として、これから大きく変化をしていくこととなります。

私としては、これまでの経験も踏まえながら、職員の皆さんとともに、様々な変化に的確に対応していきたいと考えておりますので、今後とも、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

本部長から指示のあったことにつきまして、本部員は必要な対応をお願いします。

以上をもって、北海道感染症対策連絡本部の第1回本部会議を終了いたします。

(了)